

古代の家族と女性・児童

埼玉学園大学教授 服藤早苗

一 古代家族論

- ① 家父長制家族説……1970年代までの通説
正倉院古代戸籍分析 父系制・一夫多妻妾制等から
- ② 最近の古代家族説
 - ・高群逸枝……『招婚婚の研究』1953年、13年を費やし研究
→南北朝以前は「婿取婚」、家父長制家族は未成立
 - ・関口裕子……高群を批判的に継承、戸籍検討・家父長制史料検討
『日本古代婚姻史の研究』上下、『日本古代家族史研究』上下 塙書房
 - ・義江明子『日本古代女性史論』吉川弘文館、他多数
- ◎ 奈良時代まで、男女対等に近い社会……結婚も男女対等 八世紀末以降男性優位社会

二 古代越前・加賀国における女性と家族

- ① 宮人・采女として出仕する首長層女性
- 『律令』後宮職員令
「凡そ諸の氏は、氏別に女貢せよ。皆年三十以下十三以上を限れ。氏の名に非ずと雖も、自ら進仕せむこと欲はば、聴せ。それ采女貢せむことは、郡の少領以上の姉妹及び女の、形容端正なる者をもちいてせよ。皆中務省に申して奏聞せよ。」
天智天皇の宮人 道君伊羅都女は施基皇子の母……現在の天皇家の祖
- ② 古代家族 母子+夫（義江説）
 - 『日本三代実録』仁和元（八八五）年十二月二十九日条 節婦……加賀国加賀郡大野郷住人道今古
 - 道今古は位階を持つ地方豪族女性 実母と同居 婿取り
越前国江沼郡山背郷天平十二年計帳歴名
 - 父系方針の戸 ※実態は戸主妹と子ども、異父兄弟姉妹、母と子の通字名前、妻と妾が同籍等
古代戸籍は実態ではない。中国的父系戸籍の創設
実態 母子+夫 次第に父母子の同居が定着
 - 『続日本紀』宝龜九年十二月十五日 江沼臣麻蘇比に外従五位下（母の姓を継承か）
戸主の娘ではない。母方が郡司層（地方の豪族層）
- ③ 古代共同体的子育て……地域や親族で子育て
 - 『日本霊異記』下巻第十六
横江臣成刀自女……子どもに授乳しないのに、子どもは育つ。子どもは恨んでいない。仏教を流布するために授乳を奨める説話

三 童たち

- ① 古代村落祭祀
年齢階梯による役割分担 「男女悉く集う」
 - ② 子どもへの眼差し
足形・手形 生育儀礼は平安時代から……奈良時代までは共同体の子ども
- 参考文献 服藤早苗『平安朝の父と子』中公新書、二〇一〇年三月刊行予定
服藤早苗他『家族と結婚の歴史』森話社
服藤早苗『平安朝の母と子』『平安朝の女と男』中公新書

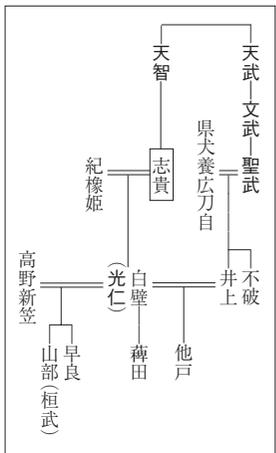
史⑤

史③

史④

史②

史①



と曰ふ。山邊皇女を生めり。又宮人の、男女を生める者四人有り。忍海造小龍が女有り、色夫古娘と曰ふ。一の男・二の女を生めり。其の一を大江皇女と曰す。其の二を川嶋皇子と曰す。其の三を泉皇女と曰す。又栗隈首德萬が女有り、黒媛娘と曰ふ。水主皇女を生めり。又越の道君伊羅都實有り、施基皇子を生めり。又伊賀采女宅子娘有り、伊賀皇子を生めり。後の字を大友皇子と曰す。

② 三代實錄卷四十八 光孝天皇(仁和元年十二月)

節婦加賀國加賀郡大野郷人道今古。授位二階。免戸内田租。表其門閭。以旌貞節也。今古生年

十三。適故前加賀權掾大神高名。經廿餘年。高名身死。今古廬于墳側。歷年不去。哭泣之聲。日夜不斷。今古母箭集清河子年廿一。始適於人。其夫死後。不更再醮。全守一節。齡七十六。終於室內。母子繼踵。貞潔無虧焉。

無虧焉。

③ 第十六 を得る縁 第十六 女人濫しく嫁きて子をして乳に飢えしめて故に現報

を得る縁 第十六

横江臣成留女は、越前国加賀郡の人なり。天骨姪洗しくして、濫しく嫁ぐことを宗とす。いまだ丁の齡を尽さずして死にて淹しく年を歴たり。紀伊国名草郡能応里の人寂林法師、国家を離れ他国を経て、法を修ひ道を求めて、加賀郡畝田村に至り、年を選て止住る。奈良宮に宇大八嶋国御めたまひし白壁天皇の世の宝龜元年庚戌の冬十二月の二十三日の夜に、夢に見らく「大和国鵜鶺の聖徳王の宮の前の路より東を指して行く。其の路鏡の如し。広一町ばかり、直きこと墨繩の如し。辺に木草立てり。林草の中を佇看れば、大快しく肥えたる女有り。裸衣にして踞る。兩の乳脹れて大にして竈戸の如く垂り、乳より膿流れ、長跪きて手を以ちて膝を押し、病む乳を臨て言はく「痛乳」といふ。呻吟ひて病に苦ぶ。林問ひていはく「汝は何の女ぞ」といふ。答へていはく「我れは越前国加賀郡大野郷畝田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齡丁なりし時に濫しく嫁きて邪姪し、幼稚き子を棄てて壯と俱に瘵て多の日を選て、子をして乳に飢えしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢えき。先に幼き子をして乳に飢えしめし罪に由るが故に今乳張る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されむ」といふとみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有る人答へて言はく「当に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。ただし我が姉有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「実に語の如し。我れ等が母公は面姿姪しく妙にして、男に愛欲せられ濫しく嫁きて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り經を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪免されたり」といふ。「誠に知る、母の両の甘き乳、寔に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。」

第十六縁 標題に「得現報縁」とあるが、「現報」の語が悪い報を意味している。また、女の死後の苦難を離脱する説話を「現報」と把握しては異なる論理に拠っている。

未詳。本説話以外に所伝をみない。

五夫の意にまかせて妻を離婚できる七条件(七出)のひとつにも数えられる(戸令)。

天兵役、課役の負担義務のある年齢が「丁」。男は二十一歳以上(戸令)。七五七年以降は二十二歳以上とされた(類聚三代格・十七)。女のばあいは適用できない。未詳。

三和歌山市。下巻三十縁に「名草郡能応村」能応寺がみえる。

元石川県金沢市畝田町あたり。

三光仁天皇。

三七七〇年。この日がどのような意味をもっているのかは不明。六八歳ではある。

三奈良県生駒郡斑鳩町あたり。

三斑鳩宮。法隆寺東院がその跡地とされる。本説話の七七〇年のころにはすでに斑鳩宮は無く、東院が建てられていた。越前国での夢にこの地が登場するのは東院の夢殿にかかわるか。

二道幅が一町ある。一町は一〇六尺余。↓中巻二十四縁。平城京の朱雀大路は幅七〇尺を超えるが、それよりもはるかに広い。異様なイメージである。

三↓中巻十六縁。

三下巻二十二縁に冥界の三道を述べて「二道広平、一道草小生、一道以藪而塞」とする。本説話にも広平なる一道が示され、さらに「辺木草立」とされるのは、木の生えた小道と草の生えた小道とが述べられている可能性がある。

三寂林。

元釜(釜)、鍔(鍔)、鍋(鍋)などを竈(竈)の火にかけて煮炊きするばあには、釜、鍔、鍋の底部は竈の内側に落ちて垂れさがった状態になる。そのような状態を念頭に置いての形容であろう。他に例をみない、印象的な形容といえよう。三ああ、乳。

課口拾人

中男壹人

見輸玖人〔女〕

半輸肆人 兵士一 逃三

全輸伍人 正丁四 次丁一

輸調貳匹漆尺伍寸

庸綿肆屯貳兩參分

戶主江沼臣族乎加非、年陸拾伍、老丁 左手棗二灸

妻江沼臣族姊女、年伍拾陸、正女 左手大指疵

男江沼臣族塔麻呂、年貳拾、中男 左目後疵

姪江沼臣族益國、年參拾伍、正丁 鼻左黑子

妻江沼臣族髮黑賣、年參拾肆、正女 目合黑子

女江沼臣族虫女、年漆、小女 目合黑子

女江沼臣族子虫女、年壹、新

妹江沼臣族美那利賣、年陸拾壹、正女 右手棗折

女矢田財部刀自賣、年貳拾肆、正女 左眉黑子

女矢田財部夜和女、年貳拾壹、正女 右足於疵

江沼臣族嶋麻呂、年參拾捌、正丁 右手棗灸

妻丈部古豆賣、年參拾漆、正女 左手棗二灸

男江沼臣族廣路、年玖、小子

男江沼臣族廣麻呂、年伍、小子

女江沼臣族古多賣、年拾伍、少女 右頰黑子

弟江沼臣族大椋、年貳拾玖、正丁 左手食指疵

妻大宅部藥女、年參拾伍、正女 目合黑子

男江沼臣族豐國、年玖、小子 右頰黑子

女江沼臣族真今賣、年漆、小女

女江沼臣族真岐女、年貳、綠女

女江沼臣族真積女、年壹、綠女

江沼臣族人麻呂、年參拾漆、正丁、兵士 左手柄佩

疵三

妻江沼臣刀良女、年參拾肆、正女

妻江沼臣族梗女、年參拾漆、正女 右頰黑子

男江沼臣族佐都麻呂、年拾、小子 左手食指疵

男江沼臣族息麻呂、年貳、綠兒新

女江沼臣族蘇比賣、年拾伍、少女 左日本黑子

女江沼臣族麻蘇比賣、年拾壹、小女 右足於黑子

女江沼臣族伊麻波女、年陸、小女

女江沼臣族久彌女、年肆、小女

江沼臣族嶋虫女、年拾參、小女

江沼臣族嶋女、年陸、小女

江沼臣族色取、年參拾壹、正丁、天平九年五月逃

母江沼臣族西田女、年伍拾捌、正女、右手蘇良灸

異父弟酒人部足國、年貳拾肆、正丁、天平九年四

月逃

異父妹酒人部刀女、年貳拾參、正女、右頰黑子

品治部衣麻呂、年肆拾、正丁、天平七年五月逃

母江沼臣族背田女、年陸拾伍、老女、左手比治折

男品治部乎波岐、年捌、小子

異父妹江沼臣族須美女、年參拾漆、正女、左頰黑子

江沼臣族寸、年肆拾貳、正丁 左足於灸

妻江沼臣族稻依女、年參拾捌、正女、右手於疵

男江沼臣族稻男、年拾貳、小子 左耳下疵

男江沼臣族稻持、年捌、小子

男江沼臣族秋庭、年漆、小子

姊江沼臣族宿奈賣、年肆拾伍、正女

女宗何部神女、年拾漆、少女

妹江沼臣族須居利賣、年肆拾、正女、左手棗灸

越前國江沼郡山背郷天平十二年計帳歴名（七四〇）

○妻56江沼臣族姊女

△男20塔麻呂

△戶主65江沼臣族ヲカヒ

姪△35益國

妻○34髮黑女

女○7虫女

女○1子虫女

妻○34髮黑女

女○24谷田財部刀自女

女○21谷田財部夜和女

妹○61美那利女

男△9廣路

男△5廣麻呂

女○15古多女

妻○37丈部古豆女

男△9豊國

女○7眞今女

女○2眞岐女

女○1眞積女

妻○35大宅部藥女

弟△29江沼臣族大椋

男△10佐都麻呂

男△2息麻呂

女○15蘇比女

女○11麻蘇比女 ※

妻○37江沼臣族梗女

女○6伊麻波女

女○4久爾女

妻○37江沼臣族刀良女

○13江沼臣族嶋虫女

○6江沼臣族嶋女

母○58江沼臣族西田女

△31江沼臣族色取 ※天平九年五月逃

異父弟△24酒人部足國 ※天平九年四月逃

異父妹○23酒人部刀女

母○65江沼臣族背田女

△40品部衣麻呂 ※天平七年五月逃

異父妹○37江沼臣族須美女

男△8品部ヲ波岐

妻○38江沼臣族稻依女

男△12稻男

男△8稻持

男△7秋庭

△42江沼臣族寸

姊○45江沼臣族宿奈女

女○17宗何部神女

妹○40江沼臣族須居利女

『続日本紀』宝龜九年十二月十五日（七七八）

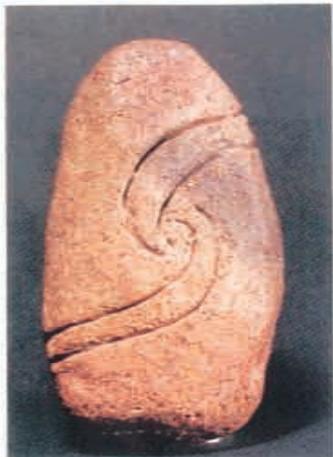
※女孀正八位下江沼臣麻蘇比に外従五位下を授く。（四九歳）



135 手形・足形付土製品 青森県三戸町中道出土



『美術の中の子どもたち』より
東京国立博物館 2001年



139 人面付土製品 青森県三戸町沖中遺跡出土 青森・三戸町教育委員会